

※昨年度から内容の変更はありません

資料 8

令和 7 年 3 月 21 日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

前年度の平均利用者数の算定方法について

1 はじめに

昨今、変更届等の確認の際に前年度の平均利用者数の算定が適切に行われておらず、誤った人員配置をしている事例が見受けられます。したがって、前年度の平均実利用者数の算定について整理いたしましたので参考にして頂ければと思います。

2 算定方法について

(1) 前年度の実績がある事業所の計算方法

前年度の平均利用者数とは、原則、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度）の利用者延べ数を開所日数で除した数であり、小数点第 2 位以下を切り上げたものとなります。

(例) 共同生活援助 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの実績（開所日数は 366 日）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計（日）
A さん (毎日利用)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366 日
B さん (月に数回外泊あり)	22	24	25	24	25	23	22	24	24	23	22	29	287 日
C さん (途中から入居)							16	30	31	31	29	31	168 日
D さん (体験利用)			3										3 日

利用者延べ数は、全利用者の日数の合計のため、 $366+287+168+3=824$ 日となります。

前年度の平均利用者数は、利用者延べ数÷開所日数であるため、 $824\div366=2.251\cdots$ となり、

小数点第 2 位を切り上げるため、前年度の平均利用者数は「2.3」となります。

(2) 前年度の実績がない事業所の計算方法

前年度の実績がない事業所（新規指定事業所等）の場合、下記の 4 通りの計算方法で平均利用者数を算定していきます。

①新規指定から 6 か月未満

→利用定員の 90%

②新規指定から 6 か月以上 1 年未満

→直近 6 月における全利用者の延べ数を当該 6 月間の開所日数で割った数

③新規指定から 1 年以上経過

→直近 1 年間における全利用者の延べ数を当該 1 年間の開所日数で割った数

④新規指定から年度の実績ができた場合

→前年度の全利用者数の延べ数を前年度の開所日数で割った数（上記（1）の計算方法と同じ）

（例）共同生活援助 令和 5 年 2 月 1 日に指定を受けた事業所の場合（定員 4 名・毎日開所している）

	R5	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R6	2	3
	2 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	1 月	月	月
A さん	20	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
B さん		15	22	24	25	24	25	23	22	24	24	23	22	29
C さん									16	30	31	31	29	31
D さん					3									
合計（日）	20	46	52	55	58	55	56	53	69	84	86	85	80	91
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

【令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 7 月 3 1 日の期間】については、

新規指定から 6 カ月未満のため、①の計算方法となります。

したがって、定員 4 名×90%=3.6 となり、前年度の平均利用者数は「3.6」となります。

【令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 1 月 3 1 日の期間】については、

新規指定から 6 か月以上 1 年未満のため、②の計算方法となります。

したがって、令和 5 年 8 月における平均利用者数は、令和 5 年 2 月 1 日～7 月 3 1 日の 6 カ月の実績をもとに計算します。利用者延べ数（20+46+52+55+58+55=286 日）を開所日数 181 日（6 カ月間）で割った数字（1.58…）となり、前年度の平均利用者数は「1.6」となります。

※ここで注意いただきたいのが、②の計算方法については、直近 6 カ月の実績をもとに計算するため、上記の通り「1.6」という数字を 6 か月間使うのではなく、毎月計算する必要があります。

したがって、令和 5 年 9 月における平均利用者数は、令和 5 年 3 月 1 日～8 月 3 1 日の 6 カ月の実績を

もとに計算します。利用者延べ数（46+52+55+58+55+56=322 日）を開所日数 184 日（6 カ月間）で割った数字（1.75）となり、前年度の平均利用者数は「1.8」となります。

【令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の期間】については、新規指定から 1 年以上経過のため、③の計算方法となります。

したがって、令和 6 年 2 月における平均利用者数は、令和 5 年 2 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日の 1 年間の実績をもとに計算します。利用者延べ数（20+46+52+55+58+55+56+53+69+84+86+85=719 日）を開所日数 366 日（1 年間）で割った数字（1.96…）となり、前年度の平均利用者数は「2.0」となります。

上記※印で述べました通り、③についても直近 1 年間の実績をもとに計算するため、上記の通り「2.0」という数字を年度の実績ができるまで使うのではなく、毎月計算する必要があります。

したがって、令和 6 年 3 月における平均利用者数は、令和 5 年 3 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日の 1 年間の実績をもとに計算します。利用者延べ数（46+52+55+58+55+56+53+69+84+86+85+80=779 日）を開所日数 366 日（1 年間）で割った数字（2.12）となり、前年度の平均利用者数は「2.2」となります。

【令和 6 年 4 月 1 日～の期間】については、

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の年度の実績ができたため、④の計算方法となります。

したがって、利用者延べ数（52+55+58+55+56+53+69+84+86+85+80+91=824 日）を開所日数 366 日で割った数字（2.25）となり、前年度の平均利用者数は「2.3」となります。

※年度の実績ができた場合については、②及び③のように毎月計算する必要はありません。

上記の場合、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで「2.3」という数字を使うこととなります。

3 前年度の平均利用者数が変わった場合の対応について

（1）人員配置を満たすか確認する

前年度の平均利用者数が変わると、基準上の必要職員数が変わってくることがあります。

そのため、再度基準上の必要職員数を見直していただき、実際に配置している人員分で問題ないかをご確認ください。なお、基準上の必要職員数を満たさなくなってしまう場合には、当課にご連絡いただき変更届の提出をお願いいたします。

（2）夜間支援体制加算について確認する

共同生活援助において夜間支援体制加算を取得している場合、前年度の平均実利用者数が変わることによって請求する単価が変わることがあります。夜間支援体制加算の単価は「夜間支援対象利用者数」の人数によって決まりますが、この「夜間支援対象利用者数」は基本的に「前年度の平均利用者数」がもとになっているため、「前年度の平均利用者数」の変化があった際には「夜間支援対象利用者数」の見

直しをお願いいたします。

見直しをした結果、変更がある場合には体制届の提出が必要となります。